

岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査(建設工事)に係る主観的事項審査要領

別表 2 (第 5 条関係) 新旧対照表

改正後		改正前	
別表 2 (第 5 条関係) 主観点数評価基準		別表 2 (第 5 条関係) 主観点評価基準	
評価項目	評価基準	評価項目	評価基準
1 ISO認証 取得	前年の12月31日現在、 <u>ISO9001</u> を認証取得している場合は20点、ISO14001を認証 <u>取得</u> している場合は10点加点する。	1 ISO認証 取得	前年の12月31日現在、 <u>ISO9000シリーズ</u> を認証取得している場合は20点、ISO14001を認証している場合は10点加点する。
<u>2 SDGsの達成に向けた取組状況</u>	<u>前年の12月31日現在、ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱に基づきゴールドパートナーに登録されている場合は10点、シルバーパートナーに登録されている場合は5点加点する。</u>	2 障がい者雇用状況	(1) 前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用が義務付けられている者で雇用義務を達成している場合は、10点加点する。 (2) 同法に基づく報告義務のない者で身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、10点加点する。
3 工事成績評定状況等	(略)	3 工事成績評定状況等	(略)
4 資格停止措置(岐阜市分)	(略)	4 資格停止措置(岐阜市分)	(略)
5 環境配慮状況	(略)	5 環境配慮状況	(略)

	<u>6 ワークダイバーシティの取組状況</u>	(障がい者雇用) (1) 前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用が義務付けられている者で雇用義務を達成している場合は、10点加点する。 (2) <u>前年の6月1日現在</u>、同法に基づく報告義務のない者で身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、10点加点する。 <u>(ぎふし共育・女性活躍推進)</u> (3) <u>前年の12月31日現在</u>、次世代育成支援対策又は女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業として都道府県労働局長が認定している場合は、15点加点する。 (4) (略) (5) <u>前年度に、本市から</u>「ぎふし共育・女性活躍企業」として次のいずれか<u>の部門の認定を受けている</u>場合は、それぞれ3点加点する。 ア 共育企業部門 イ 女性活躍企業部門 (保護観察雇用者等の雇用) (6) 協力雇用主として岐阜保護観察所に登録されている事業主が、審査基準日(1月1日)前2年間に、保護観察対象者等を90日以上雇用している場合は、10点加点する。
	<u>6 共育・女性活躍推進</u>	(1) 次世代育成支援対策又は女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業として都道府県労働局長が認定している場合は、15点加点する。 (2) (略) (3) 「ぎふし共育・女性活躍企業」として次のいずれか<u>に該当する</u>場合は、それぞれ3点加点する。 ア 共育企業部門<u>の認定を受けた場合</u> イ 女性活躍企業部門<u>の認定を受けた場合</u> <u>ただし、(1)、(2)、(3)の加点合計は、1業者15点を限度とする。</u> <u>7 保護観察対象者等の雇用状況</u> 協力雇用主として岐阜保護観察所に登録されている事業主が、審査基準日(1月1日)前2年間に、保護観察対象者等を90日以上雇用している場合は、10点加点する。

		<u>(多様な人材による柔軟な働き方等の推進)</u> <u>(7) 前年の12月31日現在、岐阜市ワークダイバーシティ賛同企業公表制度実施要領に基づき、賛同企業として公表の決定を受けている場合は、10点加点する。</u> <u>ただし、(1)～(7)の加点合計は、1業者35点を限度とする。</u>			
	<u>7</u> 地域貢献 に対する取 組状況	(略)		<u>8</u> 地域貢献 に対する取 組状況	(略)